



2025年8月14日

各位

会社名 株式会社 アイデミー
代表者名 代表取締役 執行役員 社長 石川雅彦
(コード番号: 5577 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 コーポレート本部本部長 新原侑介
(TEL 03-6868-0998)

会社名 アクセンチュア株式会社
代表者名 代表取締役 社長 江川昌史

**アクセンチュア株式会社による株式会社アイデミー（証券コード：5577）の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

アクセンチュア株式会社は、本日、株式会社アイデミーの株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、アクセンチュア株式会社（公開買付者）が、株式会社アイデミー（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

本日付「株式会社アイデミー（証券コード：5577）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025年8月14日

各位

会社名	アクセンチュア株式会社
代表者名	代表取締役社長 江川 昌史
問合せ先	シニア・マネージャー 足立 成美 (TEL 03-3588-3000)

株式会社アイデミー（証券コード：5577）の株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

アクセンチュア株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年8月14日、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第370条及び公開買付者の定款第23条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、株式会社アイデミー（証券コード：5577、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「②新株予約権」において定義します。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、ニューヨーク証券取引所に株式を上場し登記地をアイルランドのダブリンに置く総合コンサルティング会社であるアクセンチュア ピーエルシー（Accenture plc）を最終の親会社とする日本法人であり、主として日本国内におけるコンサルティング業務を行っている会社です。なお、本日現在、公開買付者は、東京証券取引所グロース市場に上場している対象者株式及び本新株予約権をいずれも所有しておりません。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年8月14日、対象者の代表取締役かつ筆頭株主である石川聡彦氏（以下「石川氏」といいます。）との間で、応募契約を締結しており、石川氏が所有する対象者株式の全て（所有株式数：1,793,000株、所有割合（注1）：44.1%）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2025年7月11日に公表した「2025年5月期 決算短信〔日本基準（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年5月31日現在の対象者の発行済株式総数（3,996,850株）に、対象者から報告を受けた2025年8月13日時点において残存し、本日現在行使可能な本新株予約権（65,560個）（注2）の目的となる株式数（65,560株）を加算した対象者株式数（4,062,410株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第二位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。なお、対象者決算短信によれば、2025年5月31日現在、対象者が所有する自己株式はございません。

（注2）公開買付者が対象者から報告を受けた、2025年8月13日現在において残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです。なお、本新株予約権のうち、第1回新株予約権の一部（7,875個）、第2回新株予約権の一部（13,100個）及び第4回新株予約権の一部（6,740個）については、本日現在において、その行使可能期間が到来しておらず、また、第3回新株予約権（320,000個）については、本日現在において、対象者より開示を受けた、委託者としての石川氏、信託受託者としての川副浩司氏（以下「信託受託者」といいます。）、発行会社及び信託管理人としての対象者との間で締結された新株予約権信託設定契約（以下「本信託設定契約」といいます。）における信託受託者がその全てを保有しているところ、①第3回新株予約権の発行要項上、信託受託者はこれを行行使することができない旨が定められていること、②本信託設定契約上、委託者が信託受託者に対して、受託者が新株予約権に応募又は行使する旨を指図することができる旨の定めは

ないこと、③信託の受託者は受益者に対して新株予約権を交付するとの信託の目的を達成するために、新株予約権を信託財産として管理し、同契約において定められる交付基準日（本日において、交付基準日は未到来です。）において受益者（対象者の役職員（退職者を含みます。）、顧問・業務委託先等の社外協力者が含まれます。）に対してこれを引き渡す事務を受託しているに過ぎないことから、信託受託者は本公開買付けへの応募を行うこともできないため、第1回新株予約権7,875個の目的である対象者株式数（7,875株）、第2回新株予約権13,100個の目的である対象者株式数（13,100株）、第3回新株予約権320,000個の目的である対象者株式数（320,000株）及び第4回新株予約権6,740個の目的である対象者株式数（6,740株）は本基準株式数に加算していません。

本新株予約権の名称	2025年8月13日現在の個数（個）	2025年8月13日現在行使可能な本新株予約権の目的となる株式数（株）
第1回新株予約権	20,125	12,250
第2回新株予約権	26,050	12,950
第3回新株予約権	320,000	0
第4回新株予約権	44,500	37,760
第5回新株予約権	2,600	2,600
合計	413,275	65,560

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

株式会社アイデミー

(2) 買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

(ア) 2019年6月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年6月28日から2029年6月27日まで）

(イ) 2020年5月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年5月30日から2030年5月28日まで）

(ウ) 2020年5月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年9月1日から2032年5月31日まで）

(エ) 2021年6月15日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年6月16日から2031年6月7日まで）

(オ) 2021年6月15日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といい、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権及び第5回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年6月21日から2031年6月20日まで）

(3) 買付け等の期間

2025年8月15日（金曜日）から2025年9月29日（月曜日）まで（30営業日）

(4) 買付け等の価格

- ① 普通株式につき、金 1,450 円
- ② 本新株予約権
 - (ア) 第 1 回新株予約権 1 個につき、金 1,271 円
 - (イ) 第 2 回新株予約権 1 個につき、金 1,000 円
 - (ウ) 第 3 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
 - (エ) 第 4 回新株予約権 1 個につき、金 850 円
 - (オ) 第 5 回新株予約権 1 個につき、金 850 円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,410,125 (株)	2,708,300 (株)	— (株)

(6) 決済の開始日

2025 年 10 月 6 日 (月曜日)

(7) 公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号

三菱UFJ e スマート証券株式会社 (復代理人)

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2025 年 8 月 15 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上